第二節　地上法

第一款　総則

（作業の順序）

第十八条　地上法による効率的手法導入推進基本測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

一　地籍基本三角測量

二　地籍基本多角測量

三　地籍基本細部測量

四・五　（略）

２　（略）

（地籍基本調査基準点の配置）

第十九条　地籍基本調査基準点は、調査地域における基準点等の配置及び街区の状況等を考慮し、適正な密度をもって配置するものとする。

（標識の設置の承諾）

第二十条　地籍基本調査基準点に標識を設置するに当たっては、あらかじめ、当該標識を設置する土地の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

第二款　地籍基本三角測量

（地籍基本三角測量の方法）

第二十一条　地籍基本三角測量は、多角測量法により行うものとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。

（地籍基本三角点の選定）

第二十二条　地籍基本三角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

２　地籍基本三角点は、調査地域に平均的に配置するように選定するものとする。

（多角路線の選定）

第二十三条　地籍基本三角測量における多角路線の選定に当たっては、基準点等（補助基準点を除く。以下この条において同じ。）又は地籍基本三角点を結合する多角網を形成するように努めなければならない。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、単路線を形成することができる。

２　（略）

３　第一項の多角路線の次数は、基準点等又は地籍基本三角点を基礎として一次までとする。

（選点図及び平均図）

第二十四条　地籍基本三角点及び前条の多角路線の選定の結果は、地籍基本三角点選点図及び地籍基本三角点平均図に取りまとめるものとする。

（標識の設置）

第二十五条　地籍基本三角点には標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。

（作業の順序）

第十八条　都市部官民境界基本測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。

一　都市部官民境界基本三角測量

二　都市部官民境界基本多角測量

三　都市部官民境界基本細部測量

四・五　（略）

２　（略）

（都市部官民境界基本調査基準点の配置）

第十九条　都市部官民境界基本調査基準点は、調査地域における基準点等の配置及び街区の状況等を考慮し、適正な密度をもって配置するものとする。

（標識の設置の承諾）

第二十条　都市部官民境界基本調査基準点に標識を設置するに当たっては、あらかじめ、当該標識を設置する土地の所有者又は管理者の承諾を得るものとする。

第二節　都市部官民境界基本三角測量

（都市部官民境界基本三角測量の方法）

第二十一条　都市部官民境界基本三角測量は、多角測量法により行うものとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、直接水準測量法を併用することができる。

（都市部官民境界基本三角点の選定）

第二十二条　都市部官民境界基本三角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

２　都市部官民境界基本三角点は、調査地域に平均的に配置するように選定するものとする。

（多角路線の選定）

第二十三条　都市部官民境界基本三角測量における多角路線の選定に当たっては、基準点等（補助基準点を除く。以下この条において同じ。）又は都市部官民境界基本三角点を結合する多角網を形成するように努めなければならない。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、単路線を形成することができる。

２　（略）

３　第一項の多角路線の次数は、基準点等又は都市部官民境界基本三角点を基礎として一次までとする。

（選点図）

第二十四条　都市部官民境界基本三角点及び前条の多角路線の選定の結果は、都市部官民境界基本三角点選点図に取りまとめるものとする。

（標識の設置）

第二十五条　都市部官民境界基本三角点には標識を設置するとともに、その保全及び管理のための適切な措置を講ずるものとする。